

行政のデジタル化及び 学校教育のICT化・環境整備の推進に関する決議

我が国では、今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題に対応するとともに、大規模災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている。

このような中、本年9月にはデジタル庁が創設され、今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国を挙げたデジタル改革が進められることになる。

都市自治体においても、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

また、教育現場においては、公立小・中学校施設の機能面や安全面等の環境整備が引き続き急務であると同時に、GIGAスクール構想の推進により、将来にわたって発生する端末・校内ネットワーク等の整備・更新・維持・管理に係る事務負担及び財政負担、ICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面している。

よって、国においては、都市自治体における行政のデジタル化及び学校教育のICT化・環境整備の推進のため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 行政のデジタル化の推進について

(1) デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、「自治体DX推進手順書」をはじめ都市自治体の取組を確実に支援すること。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

(2) マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら

ら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。

- (3) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにしているが、すべての都市自治体が標準準拠システムに移行できるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。

あわせて、現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

- (4) 5Gなどの情報通信基盤は地域の発展に不可欠な21世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

- (5) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないように、早期のガイドライン等の提示をはじめ、適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

2. 学校教育のICT化・環境整備について

- (1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、ICT環境の維持・改善、端末や関連機器の更新等について、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

また、通信業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を

働きかけること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

(5) ICT化の進展にも対応した学校環境の整備について

ICTの活用等により学びのスタイルが多様に変容していく状況に対応するため、公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

以上決議する。

令和3年11月18日

全 国 市 長 会